

平成 17 年 4 月 1 日
平成 17 年度 N o. 1

目 次

- I 国民健康保険（退職）被保険者証の更新について（通知）
- II 一部負担金割合の改正について（奈良県医師国民健康保険組合）
- III 給付割合の変更について （滋賀県医師国民健康保険組合）
- IV 給付割合の変更について （宮城県医師国民健康保険組合）
- V 給付割合の変更について （千葉県歯科医師国民健康保険組合）
- VI 国民健康保険組合規約の一部改正について（通知）
 - （島根県医師国民健康保険組合）
 - （山形県歯科医師国民健康保険組合）
 - （茨城県歯科医師国民健康保険組合）
 - （静岡県歯科医師国民健康保険組合）
 - （佐賀県医師国民健康保険組合）
 - （鹿児島県歯科医師国民健康保険組合）
- VII 平成 17 年度県の組織改正に伴う生活保護の実施機関等の変更について（通知）

I 国民健康保険（退職）被保険者証の更新について（通知）

倉吉市長 長谷川 稔

早春の候、貴職におかれましてはますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

また、本市の国保事業の運営につきましては、日頃より格別のご指導ご協力をいただいておりますことに厚くお礼申し上げます。

さて、標記の件について今般一斉更新をおこないますので、貴会会員の皆様に周知協力方お願い申し上げます。なお、新しい保険証は、原則4月1日以降使用するよう被保険者に通知しております。

記

- 1 国民健康保険被保険者証（有効期限平成18年3月31日） 別添（見本）1部
- 2 国民健康保険退職被保険者証（有効期限平成18年3月31日） 別添（見本）1部

※有効期限をコンピューターで印字した短期被保険者証もありますので、ご注意ください。

問い合わせ先 倉吉市役所 市民課国保係
電話 22-8124（直通）

【県医注】本文中別添(見本)は省略します。

II 一部負担金割合の改正について

奈良県医師国民健康保険組合
理事長 有山雄基

平素は当組合の運営に格別のご協力を賜り厚くお礼申しあげます。

さて、当組合では一部負担金割合を平成17年4月1日より下記のとおり改正することにしましたので、お知らせいたします。

つきましては、貴会会員の皆様にご周知くださるようよろしくお願い申し上げます。

記

○一部負担金割合

	現 行	改 定 後
一種組合員（医 師）	2割負担	3割負担
二種組合員（従業員）	2割負担	3割負担
家 族	2割負担	3割負担

※3歳未満、前期高齢者並びに老人保健対象者については、法に定める給付割合です。

○施行年月日 平成17年4月1日

III 給付割合の変更について

滋賀県医師国民健康保険組合
理事長 山 敷 祐 亮

時下、ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素は、当組合運営に多大のご指導ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当組合では給付割合を下記のとおり変更することになりましたのでお知らせいたします。

つきましては、貴会会員へのご周知方につきましてもご高配を賜りますようお願い申し上げます。

記

・ 給付割合

	改 正 前	改 正 後
組 合 員		
准組合員 (従業員)	8 割	7 割
家 族		

※ 3歳未満、前期高齢者並びに老人保健医療対象者については法に定める給付割合

・ 施行年月日 平成17年4月1日

IV 納付割合の変更について

宮城県医師国民健康保険組合

理事長 日野泰彦

公印省略

平素 本組合の事業運営につきましては、格別のご指導を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、本組合では、平成17年3月5日に開催された第94回通常組合会において規約の一部改正を議決し、平成17年4月1日より下記のとおり給付割合を変更することになりましたので、お知らせいたします。

なお、関係機関への周知方についてもご高配を賜りますようお願い申し上げます。

記

1. 納付割合

種 別	変 更 前	変 更 後
第1種組合員	8割	7割
第2種組合員	8割	7割
家 族	7割	7割

(家族の納付割合は、従来どおりです。)

※3歳未満、前期高齢者並びに老人保健医療対象者については、法に定める納付割合。

2. 施行年月日 平成17年4月1日

V 給付割合の変更について

千葉県歯科医師国民健康保険組合
理 事 長 渡 辺 道 昭

謹啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素より当組合運営につきまして、格別のご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当組合では、組合員並びに家族の給付割合を下記のとおり変更いたしますので、お知らせ申し上げます。

つきましては、保険請求及び一部負担金徴収事務の取扱いに対する会員の皆様への周知に
関しまして、特段のご高配を賜りますよう何卒よろしくお願ひ申し上げます。

謹 白

記

1. 変更内容

種 別	新	旧
第1種組合員 第2種組合員	7割	8割
家 族	7割	入院 8割 入院外 7割

※3歳未満の方、70歳以上の方及び老人保健法該当者は除く

2. 実施時期

平成17年4月1日より

(平成17年4月診療分より適用)

VI 国民健康保険組合規約の一部改正について（通知）

鳥取県福祉保健部長寿社会課長
(公 印 省 略)

このことについて、山形県、茨城県、静岡県、島根県、佐賀県および鹿児島県の担当部（課）長から別添のとおり認可事項の内容変更について通知がありましたので、お知らせいたします。

担当 長寿社会課 国保担当 小濱 電話 0857-26-7165 FAX 0857-26-8127
--

(別添)

島根県医師国民健康保険組合の規約の一部改正について

島根県健康福祉部健康増進課長
(公印省略)

改正後

(一部負担金)

第13条 保険医療機関又は保険薬局において療養の給付を受ける際の一部負担金の額は、次の各号に定めるところによる。

- 一 組合員及び准組合員は、当該給付に要する費用の額の10分の3に相当する額
- 二 被保険者である家族は、当該給付に要する費用の額の10分の3（~~入院した場合の療養の給付については、当該給付に要する費用の額の10分の2~~）に相当する額

但し、3歳に達する日の属する月以前である場合については、当該療養の給付に要する費用の10分の2に相当する額

- 三 省略
- 四 省略

2 省略

附 則 1. この規約は、平成17年4月1日から施行する。

山形県歯科医師国民健康保険組合の一部負担金等の改正について

山形県健康福祉部長

(公印省略)

改正後

(一部負担金)

第11条 保険医療機関又は保険薬局において療養の給付を受ける被保険者（老人保健法（昭和57年法律第80号以下「老健法」という。）の規定による医療を受ける事ができる者を除く。）は、その給付を受ける際、次の各号の区分に従い、当該給付に要する費用の額に当該各号に掲げる割合を乗じて得た額を、一部負担金として、当該保険医療機関又は保険薬局に支払わなければならない。

- (1) 次号から第4号までに掲げる以外の場合 → 10分の3
- (2) 3歳に達する日の属する月以前である場合 → 10分の2
- (3) 省略 (4) 省略

(傷病手当金)

第13条の3 組合は、被保険者である組合員が療養のため7日以上入院した場合は、入院の日から次の額を支給する。ただし、保険給付の制限の対象となった入院については支給しないものとする。

(保険料の賦課額)

第17条 歯科医師である第1種組合員は、月額保険料として、次の区分ごとに算出した額の合算額を納付しなければならない。

- (1) 組合員平等割額 → 5,000円
- (2) 組合員所得割額

組合員の前々年の社保・国保の診療報酬額に1,000分の5を乗じた額を年額（診療報酬のない組合員は120,000円）とし、賦課額は月額30,000円を限度として下限は10,000円とする。ただし、この規定によりがたいときは、理事会において決定する。

- (3) 省略

2 省略

- (1) 組合員平等割額 → 8,000円
- (2) 省略

3 省略

- (1) 組合員平等割額 → 5,000円
- (2) 省略 (3) 省略

附 則 この規約は、平成17年4月1日から適用する。

茨城県歯科医師国民健康保険組合規約の一部改正について

茨城県保健福祉部長

(公印省略)

改正後

(一部負担金等)

第11条 保険医療機関又は保険薬局について療養の給付を受ける被保険者は、その給付を受ける際、次の各号の区分に従い、当該給付に要する費用の額に当該各号に掲げる割合を乗じて得た額を、一部負担金として、当該保険医療機関又は保険薬局に支払わなければならない。

(1) 次号から第4号に掲げる場合以外の場合

- イ 組合員 → 10分の3
- ロ 組合員の家族 → 10分の3

(2) 省略

(3) 省略

(4) 省略

・施行年月日 平成17年4月1日

静岡県歯科医師国民健康保険組合の一部負担割合の改正について

静岡県健康福祉部国民健康保険室長
(公印省略)

改正後

(一部負担金)

第10条 保険医療機関又は保険薬局について療養の給付を受ける被保険者は、その給付を受ける際、次の各号の区分に従い、当該給付に要する費用の額に当該各号に掲げる割合を乗じて得た額を、一部負担金として、当該保険医療機関又は保険薬局に支払わなければならない。

- (1) 次号から第3号に掲げる場合以外の場合 10分の2
- ~~(2) 組合員である被保険者の場合 (次号から第4号までに掲げる場合を除く。)~~
- (2) 省略
- (3) 省略

・適用年月日 平成17年10月1日

佐賀県医師国民健康保険組合の一部負担金割合の改正について

佐賀県健康福祉本部国民健康保険課長
(公印省略)

改正後

(一部負担金)

第15条 保険医療機関又は保険薬局について療養の給付を受ける際の一部負担金は次の通りとする。(老人保健法の規定による医療を受けることができる者を除く。)

1. 組合員は当該療養の給付に要する費用の10分の3に相当する額とする。
2. 組合員の世帯に属する家族は当該療養の給付に要する費用の10分の3に相当する額とする。
ただし、3歳に達する日の属する月以前である場合については、当該療養の給付に要する費用の10分の2に相当する額とする。
3. 組合員の世帯に属する従業員は当該療養の給付に要する費用の10分の3に相当する額とする。
4. 省略
5. 省略

・平成17年4月1日 実施

鹿児島県歯科医師国民健康保険組合規約の一部改正について

鹿児島県保健福祉部介護国保課長

(公印省略)

改正後

(自家診療の給付制限)

第12条 被保険者が自己の属する保険医療機関又は保険薬局において受ける療養の給付は行わない。

但し、乙種組合員については自家診療を認めるが、その場合における歯冠修復については充填並びにインレーまでの給付は認めるが、補綴（義歯・義歯の修理・継続歯・ブリッジ・冠・支台建築等）及び指導管理（但し、情報提供料は除く）は、給付の対象とならない。

又、乙種組合員の自家診療に伴う処方箋の発行については全て給付の対象とする。

(事業所得割)

第18条 甲種組合員は、社会保険および国民健康保険診療報酬（前々年9月～前年8月診療報酬金）総額の1,000分の7を徴収するものとする。（中略）

又、社会保険および国民健康保険診療報酬金の総額が県平均額を下回り、且つ、従業員を4人以上雇用している事業所については県平均額を賦課徴収するものとする。（細則は別に定める）

(介護納付金のかかる額)

介護保険法第9条第二号（以下介護納付金賦課被保険者という）に規定する被保険者1人につき2,800円

(組合会の招集日)

第31条 通常組合会は、毎年2月および8月中において理事会の議決により、招集しなければならない。

但し、会務の都合により開催の時期を変更することができる。

・施行年月日 平成17年4月1日

VII 平成17年度県の組織改正に伴う生活保護の実施機関等の変更について（通知）

鳥取県福祉保健部福祉保健課長

生活保護法による医療扶助の運営については、日ごろ格別の御理解と御協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

平成17年4月1日から、県の組織改正に伴い生活保護法による医療扶助の取扱いが下記のとおり変わりますので、貴会会員への周知について、よろしくお願いします。

記

1 東部福祉事務所郡家分室の廃止

現在、東部福祉事務所郡家分室で行なっている業務は、東部福祉事務所で行なうこととなります。

公費負担者番号及び公費受給者番号に変更はありませんが、要否意見書の提出先及び医療券の発行等の業務は東部福祉事務所となります。

2 伯耆町の内、旧溝口町在住者の生活保護の実施機関の変更

旧溝口町在住者の生活保護の実施機関が、日野福祉事務所から西部福祉事務所に変わります。これに伴い公費負担者番号が変更されます。(公費受給者番号の変更の有無は、現時点です未定です。)